

奈良県の建築物における県産材利用促進方針

目次

1	意義及び効果	1
2	基本的考え方及び目標	2
3	建築物以外への県産材利用の推進	4
4	「奈良県産材利用推進協議会」の設置	4
5	「奈良県産材利用促進連絡会議」の設置	4
6	その他建築物における県産材の利用の促進に関し必要な事項	4

奈良県の建築物における県産材利用促進方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国方針」という。）に即して、奈良県内の建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項等を定めるものである。

1 意義及び効果

（1）県産材利用の促進の意義

本県は、豊富な森林資源に恵まれているものの、山村地域において過疎化及び高齢化が進行するとともに、林業及び木材産業が不振となっていることを要因として、森林の適正な整備がなされていない状況にあり、このままでは森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に支障を来たすことが懸念されている。

このような現状において、県産材の生産・流通システムの合理化に取り組みつつ、建築物において県産材を利用することは、林業及び木材産業の振興を通して、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、山村その他の地域の経済の活性化、雇用の確保の実現に繋がる。このため、県は本方針に基づき、建築物への県産材利用を促進するものとする。

（注1）

（2）県産材利用の効果

建築物において県産材利用を促進することにより、次の効果が期待される。

①快適な生活空間の形成

木材は安らぎ・温もりを与えたり、周囲の景観に溶け込むなどの視覚的効果があるほか、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有し、快適な生活空間の形成が図られる。

②脱炭素社会の実現への貢献

木材は製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるなど、環境にやさしい資材であり、脱炭素社会の実現に貢献する。

③林業及び木材産業の振興への寄与

県産材の安定的な需要を直接的に創出することにより、林業及び木材産業の振興に寄与する。

④木の文化の継承への寄与

本県には貴重な歴史的木造建造物が多数存在しており、建築物における木材の利用を促進することは、奈良県の風土・景観及び建築技術における木の文化の継承に寄与する。

2 基本的考え方及び目標

(1) 公共建築物における県産材利用の基本的考え方

①公共建築物のあり方

公共建築物は、県民の共通の財産であり、多くの人に長期にわたって使われるという性質から、公共施設としての機能及び利用者の利便性や安全性の確保、長寿命化、ライフサイクルコストの低減等を考慮する必要がある。(注2)

②公共建築物への木材利用の課題

公共建築物への木材利用については、木材が、その素材の性質から、構造強度、耐火性能や水分・シロアリ等に対する耐久性能の確保について課題がある。このため、JAS材の利用、木材自体の不燃・難燃化、防腐処理等による耐久性向上、集成材やCLT（直交集成板）、木質耐火部材等の木材関連技術の活用及び設計上の工夫に取り組む必要がある。

また、他の建材よりも調達に時間を要する場合や価格面で不利になる場合がある。

③公共建築物における県産材利用に向けて

県及び市町村は、公共建築物の機能及び利用者の利便性や安全性の確保を前提として、県産材利用の効果と費用とを総合的に考慮し、率先してその利用の推進に取り組むものとする。

県は、市町村が整備する建築物において、県産材の積極的な利用を拡大するため、市町村へ要請するとともに支援に努めるものとする。

(2) 民間建築物への県産材利用の促進

県は、民間建築物における県産材利用の促進のため、次の施策に取り組むものとする。

①民間建築物における県産材利用の拡大

県は、民間が整備する建築物において、県産材の積極的な利用を拡大するため、民間へ要請するとともに支援に努めるものとする。

②県民に対する積極的なPR

県は、建築物における県産材利用の推進の意義等について県民の理解が深められるよう、積極的なPRに努めるものとする。特に、木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において、重点的に県産材利用の普及啓発に取り組むものとする。

(3) 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

県は、法第13条にのっとり、木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。

(4) 県が整備する公共建築物における県産材利用の目標

県は、(1)の基本的考え方を踏まえながら、以下を目標として公共建築物における県産材利用の推進を図るものとする。

①建築物における木造化の推進

県は、整備する公共建築物のうち、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図るものとする。ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化の対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

なお、木造化にあたっては、第一に純木造を検討し、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる場合は、混構造（部材単位の木造化を含む。）の採用を積極的に検討するものとする。（注3）

②内装等の木質化の推進

県は、公共建築物の新築等及び改修にあたっては、多くの県民が利用する部分や木質化がふさわしい部分について、県産材を利用した内装の木質化を推進するものとする。また、景観上特に木質化がふさわしい建築物については、県産材を利用した外装の木質化を推進するものとする。（注3）

③「奈良県地域認証材」の利用の促進

県は、整備する公共建築物において、トレーサビリティ確保・品質確保のために「奈良県地域材認証センター」が認証する「奈良県地域認証材」の利用の促進に配慮するものとする。

（5）県産材の適切な供給の確保

県は、建築物の整備の用に供する県産材の適切な供給の確保のため、次の施策に取り組むものとする。

①木材生産・流通の合理化及び技術開発の推進

県は、木材製造業者その他木材の供給に携わる者と連携し、木材生産・流通の合理化及び技術開発を推進し、県産材の安定供給・品質・性能の確保・向上、競争力のあがる価格の実現に努めるものとする。

②「奈良県地域認証材」の拡充等

県は、確実な県産材利用の観点から、円滑な木材調達方法を検討するとともに、木材製造業者その他木材の供給に携わる者と連携し、「奈良県地域認証材」の拡充及び取扱事業者の拡大に努めるものとする。

3 建築物以外への県産材利用の推進

県は、県産材を原材料として使用した机・椅子、書棚等の備品及び消耗品の積極的な利用に努めるほか、公共土木工事における工作物及び工事用資材についても、県産材利用に努めるものとする。

また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について検討を行うものとする。

4 「奈良県産材利用推進協議会」の設置

県は、公共建築物等における県産材利用を推進するため、県、市町村及び関係団体で組織する「奈良県産材利用推進協議会」を設置し、公共建築物等における県産材利用の推進方策の検討、円滑な県産材供給のための連絡調整、適切な県産材利用のための助言等を行うものとする。

5 「奈良県産材利用促進連絡会議」の設置

県は、整備する公共建築物における県産材利用を推進するため、県の財政担当部局、事業担当部局、営繕担当部局、林業・木材産業担当部局、環境担当部局等の関係部局横断的な「奈良県産材利用促進連絡会議」を設置し、公共建築物における県産材利用の推進方策の検討等を行うものとする。

6 その他建築物における県産材の利用の促進に関し必要な事項

(1) 市町村方針の作成に関する事項

市町村は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、市町村は、法第12条に規定する市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）を作成することが期待される。

市町村は、市町村方針を作成する場合にあっては、本方針に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえて、当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進のために講ずるべき施策等について具体的に記述するものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定制度の活用

①建築物木材利用促進協定の周知

県及び市町村は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について建築主となる事業者等に対する積極的な周知に努めるものとする。

②建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

県及び市町村は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場

合、法の目的や基本理念、国方針に照らして適当なものであるか、県にあっては本方針に、市町村方針を定めている市町村にあっては当該市町村方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

③建築物木材利用促進協定による県産材利用の促進

県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定締結者に対し、活用できる支援制度や県産材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。また、市町村が同協定を締結した場合には、国及び県の措置に準じるほか、当該市町村の特色を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- 1 この方針は、平成24年3月29日から運用する。
- 2 この方針については、施策の実施状況、効果等について把握・分析を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

附則

この方針は、平成30年3月29日から運用する。

附則

この方針は、令和6年12月16日から運用する。

(注1)

「県産材」とは、奈良県内で生育し伐採された原木及びその加工品をいう。

(注2)

「公共建築物」とは、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物をいう。具体的には、

(ア) 地方公共団体（県、市町村等）が整備する公共の用又は公用に供する建築物

- ・学校
- ・社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）
- ・病院・診療所
- ・運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）
- ・公営住宅
- ・庁舎、公務員宿舎 等

(イ) 国又は地方公共団体以外の者が整備し、広く県民に利用され公共性が高い建築物

- ・学校
- ・社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）

- ・病院・診療所
- ・運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）
- ・公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設の商業施設は除く）

（注3）

「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。また、「内装等の木質化」とは、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分、及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。